

## 令和元年度第3回北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

日 時	令和元年9月30日（月）18:00～18:50
会 場	市役所4階 会議室
出席委員	遠藤均副会長、岩本麻実委員、前田優委員、山口朋子委員、河村英俊委員、佐々木一友委員、高橋浩子委員、高橋潤一委員、佐藤寿昭委員、新田邦広委員、常田拓孝委員
欠席委員	安藝崇典委員、的場睦子委員
市出席者	【教育委員会】千葉教育部長、津谷教育部理事、下野教育総務課長、河合学校教育課長、富田小中一貫・教育施策推進課長、澤井主査

## 1 開会

会長の辞任により、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第5条第3項の規定に基づき、副会長が職務を代理することを説明した。

## 2 委嘱状の交付

会長の辞任により、後任の委員に委嘱状を交付した。

## 3 会議の成立について

委員13人中、11人の出席があり、委員の過半数の出席があることから、会議が成立していることの報告を行った。

会議録の署名委員を指定した。

## 4 議事

## (1)適正な学校規模の答申を行うにあたっての付帯意見及び観点について

本日の会議は、前回の会議において決定した学校の適正規模「小学校12学級から18学級、中学校6学級から18学級」について、決定した根拠となる観点の整理及び答申を行うにあたっての付帯意見について議論することの確認を行った。（資料1pにより事務局から説明）

## 【説明事項に関する質疑応答】

質問等なし

## (2)適正規模を検討するうえでの基本的な事項の整理について

学校の適正規模を検討するうえでの、前提事項として議論してきた内容の確認と整理を行った。（資料2pにより事務局から説明）

## 【説明事項に関する質疑応答】

質問等なし

## (3)適正規模を検討するうえでの観点について

## (4)小規模校のメリット・利点について

適正規模を決定した際の根拠となる観点について、本審議会でも議論してきた内容の確認と整理を行った。（資料3p～5pにより事務局から説明）

## 【説明事項に関する質疑応答】

## 【A委員】

「地域と密着した特色ある教育活動が行いやすい。」を追加してはいかがでしょうか。

異議なし

(5) 付帯意見について

学校規模の答申を行うにあたり、付帯すべき意見について検討を行った。(資料5p～6pにより事務局から説明)

【説明事項に関する質疑応答】

【B委員】

前回の答申や岩見沢市の答申を参考にすると、地域住民の意見や考え方については、地域の実態に含まれるのかなと思いますが、保護者の扱いについてはどの部分に位置づけされるのかということと、文言の整理なんですけど、いろんな部分で、児童だとか、児童生徒とか様々な表現を使っているが、どのように使い分けているのか。

【事務局】

保護者については、地域に含んでおりますが、より明確にするのも必要だと思います。

児童生徒の表現の使い分けですが、資料上はわかりやすく表現するために小学校中学校と重複する内容については、児童生徒と使っていますが、実際の答申を作るにあたっては、小学校、中学校それぞれで答申を行うことになろうかと思っておりますので、小学校は児童、中学校は生徒という表現になると思います。

【A委員】

6pの解釈を読むと「地域の実態を踏まえた」という表現に地域の特色ある教育活動などが含まれるのはわかるのですが、5pの付帯意見だけですと、「地域の実態」が「通学条件や通学手段」にしかかからないと思われてしまいますので、表現を変更した方がよいと思います。

地域の特色ある教育活動が継続されることを確保するだとか保障するだとかそういうことが担保されるとよいと思います。

異議なし

◆今回の会議で、学校の適正規模の答申に盛り込むべき事項が整理できたことから、副会長に一任で答申案を作成し、次回の審議会の内容を確認したうえで答申を行うことを全会一致で可決

(6) 次回の審議会の予定について

次回の審議会については、10月29日(火)に開催することとし、答申案の確認をしていくこととなった。

(7) その他

質問等なし

5 閉会

会議録署名委員

山口 朋子